

農地法第4・5条の規定による許可申請の手続きについて

1. 申請書の提出期限

申請書の提出期限は毎月10日です。

ただし、10日が土日祝日の場合は翌日になります。

2. 申請書の提出部数（申請者の押印は廃止）

4条 正本1部+1部

5条 正本1部+2部

3. 申請書への添付書類

No	添付書類	説明	明
1	土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る。申請地に係るもの	
2	位置図	申請地の位置及び付近の状況を示す図面（住宅地図など）	
3	現況地番図	法務局備え付けの公図の写しなどに、申請地の付近の地番、地目、道路・水路を明示したもの	
4	配置図	申請地に設置しようとする建築物、工作物その他の配置及び面積、土砂の流出・崩壊等に対する防除措置（擁壁など）をする場所並びに用水・排水の経路を表示したもの。資材置場の場合はその配置を表示したもの	
5	図面・設計書	建築物、工作物の平面図・立面図及び設計書（見積書）	
6	資金証明書	自己資金は、譲受人等の預貯金先金融機関の預貯金残高証明書（預貯金通帳の写しでも可）。借入資金は、融資証明書。金融機関以外からの借入れの場合は、その貸付者の融資証明書及び貸付者の預貯金先金融機関の預貯金残高証明書（預貯金通帳の写しでも可）。ただし、追認許可申請（許可の対象となる転用行為が完了しているものに限る）の場合は、不要	
7	被害防除措置計画書	様式第2-3号を提出する	
8	定款又は寄付行為の写し	法人の場合	
9	法人の登記事項証明書	法人の場合	
10	関連法令の手続きを証する書面	当該事業に関連して許可、認可を必要とする場合は、許可書等の写し又は申請書の写し	
11	土地改良区の意見書	申請地が土地改良区の地区内にある場合。ただし、意見を求めた日から30日を経過しても意見を得られない場合には、その事由を記載した書面	
12	所有者の同意書	所有権以外の権原に基づいて申請する場合（小作農等が賃借権に基づき法第4条の申請をする場合など）	

13	賃借人等の同意書	申請地に賃借権等に基づく耕作者がいる場合
14	取水・排水同意書	当該事業に関連する取水又は排水につき、水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合
15	真正な権利者であることを証する書面	(1) 申請者(譲渡人)が登記簿の名義人と異なる場合 戸籍謄本, 除籍の謄本, 遺産分割協議書, 相続放棄書など (2) 申請者(譲渡人)の住所等が登記簿の記載と異なる場合 戸籍の附票の写し, 住民票の写し(変歴のわかるもの)など
16	単独申請できる場合に該当することを証する書面	(1) 競売・公売の場合 期間入札調書又は特別売却調書 (2) 遺贈の場合 公正証書 (3) 確定判決の場合 判決書及び判決確定証明書 (4) 裁判上の和解又は請求の認諾による場合 和解調書 (5) 民事調停法による調停が成立した場合 調停調書 (6) 家事審判の確定又は家事調停の成立した場合 家事審判書(又は調停調書)
17	親権者であることを証する書面	未成年者の申請の場合 戸籍謄本など
18	委任状	代理人の名義で申請する場合※
19	実測図	一筆の土地のうち一部を転用する場合。申請区域を表示し、地積計算をしたもの。申請書甲号の必要部数を添付する。
20	その他参考となるべき書類	農業委員会が必要と認める場合など

○ 「隣接地所有者同意書」及び「申請地の縦横断図」は原則不要である。添付は近傍農地に著しい影響を及ぼすと認められる等の特に審査が必要な場合に限られる。

※ 委任状の文面又は添付書類により、転用事業者が申請書に記載されている事業計画を承知していることを確認できること。

■ 転用する申請地が土地の一筆全部でなくその一部のみを転用する場合は、あらかじめ分筆登記をして申請してください。